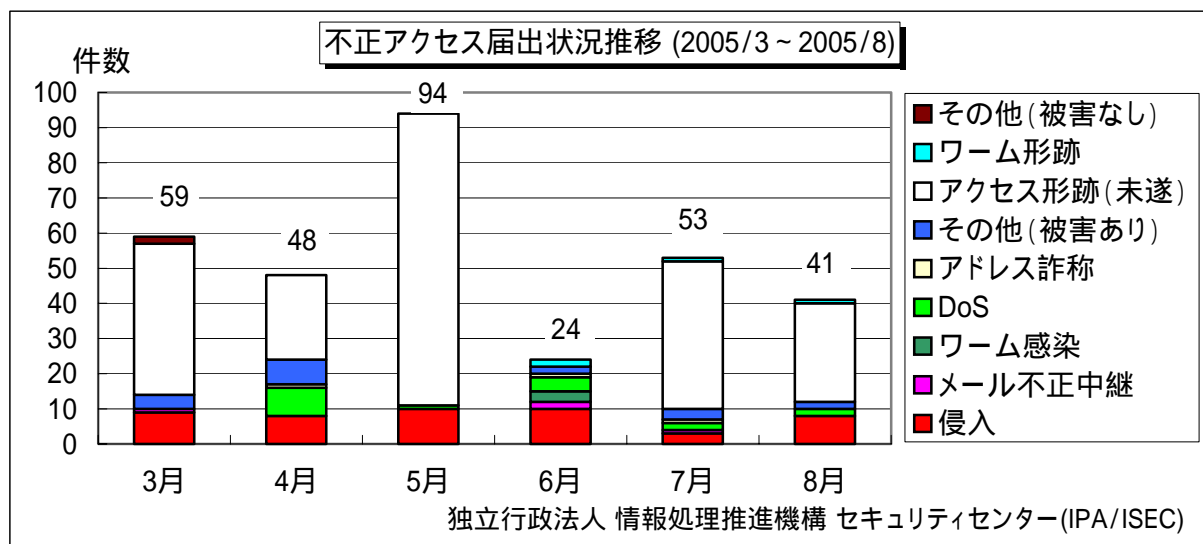


## コンピュータ不正アクセスの届出状況 [2005年8月分] について

### 1. 不正アクセス届出の詳細

#### (1) 不正アクセス届出件数の月別推移



#### (2) 不正アクセス届出種別の月別推移

届出種別	3月	4月	5月	6月	7月	8月
侵入	9	8	10	10	3	8
メール不正中継	1	0	0	2	1	0
ワーム感染	0	0	0	3	0	0
DoS	0	8	1	4	2	2
アドレス詐称	0	1	0	1	1	0
その他(被害あり)	4	7	0	2	3	2
アクセス形跡(未遂)	43	24	83	0	42	28
ワーム形跡	0	0	0	2	1	1
その他(被害なし)	2	0	0	0	0	0
合計(件)	59	48	94	24	53	41

注) 網掛け部分は、被害がある届出種類。

### (3) 届出者別件数

個人ユーザからの届出が、約 80%を占めています。

届出者	届出件数					
	2005年8月		2005年7月(前月)		2004年8月(前年同月)	
一般法人ユーザ	4	9.8%	8	15.1%	2	3.3%
個人ユーザ	33	80.5%	43	81.1%	56	93.3%
教育・研究機関	4	9.8%	2	3.8%	2	3.3%
合計(件)	41		53		60	

注) 割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が 100%ちょうどにならない場合があります。

### (4) 被害原因別件数

8月に届出されたうち被害のあったもの 12件について、原因の内訳は、ID・パスワード管理不備が4件、古いバージョン使用・パッチ未導入が1件、などでした。

原因	届出件数					
	2005年8月		2005年7月(前月)		2004年8月(前年同月)	
ID・パスワード管理不備	4	33.3%	2	20.0%	1	9.1%
古いバージョン使用・パッチ未導入	1	8.3%	0	0.0%	1	9.1%
設定不備	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%
その他(DoSなど)	2	16.7%	4	40.0%	2	18.2%
不明	5	41.7%	3	30.0%	7	63.6%
合計(件)	12		10		11	

注) 割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が 100%ちょうどにならない場合があります。

## 2. 8月に掲載した脆弱性情報

8月にIPAにて掲載した、脆弱性に関連する他組織からのお知らせです。

#### Microsoft

- ・ Internet Explorer 用の累積的なセキュリティ更新プログラム (MS05-038)
- ・ プラグアンドプレイの脆弱性 (MS05-039)
- ・ テレフォニーサービスの脆弱性 (MS05-040)
- ・ リモートデスクトッププロトコルの脆弱性 (MS05-041)
- ・ Kerberos の脆弱性 (MS05-042)
- ・ 印刷スプーラの脆弱性 (MS05-043)
- ・ Microsoft Word の脆弱性 (MS05-023):更新
- ・ Microsoft エージェントの脆弱性 (MS05-032):更新

#### Apple

- ・ Mac OS X に複数の脆弱性:更新

## Cisco

- ・ IOS に脆弱性

## Symantec

- ・ VERITAS Backup Exec および VERITAS NetBackup に脆弱性

## Computer Associates

- ・ BrightStor ARCserve Backup Agent に脆弱性

## Mozilla Foundation

- ・ Thunderbird に複数の脆弱性

## Adobe

- ・ Adobe Reader と Adobe Acrobat に脆弱性

詳細は以下の URL を参照してください。

「脆弱性関連情報 2005 年 8 月分」

<http://www.ipa.go.jp/security/news/news0508.html>

### ・ コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、'96 年 8 月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報を IPA に届け出ることとされています。

IPA では、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

#### コンピュータ不正アクセス対策基準

- ・ 通商産業省告示第 362 号 平成 8 年 8 月 8 日制定
- ・ 通商産業省告示第 534 号 平成 9 年 9 月 24 日改訂
- ・ 通商産業省告示第 950 号 平成 12 年 12 月 28 日改訂
- ・ 経済産業省告示第 3 号 平成 16 年 1 月 5 日改訂

### お問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター

花村 / 加賀谷 / 内山

Tel:03-5978-7527 Fax:03-5978-7518 E-mail:isec-info@ipa.go.jp